

次期総合計画策定に関する協定

次期総合計画の基本構想の策定に関し、滝沢村自治会連合会（以下「連合会」という。）と滝沢村（以下「村」という。）は、住民自治日本一をめざし、住民の皆さんの幸福感を育む環境づくりのため、「地域で幸せに暮らすこと」をテーマに、市民生活に使われる総合計画作りを進めるため、次の通り協定を締結します。

1 協定の目的

この協定は、住民の皆さんの幸福感を育む環境づくりのため、「地域で幸せに暮らすこと」をテーマに、年代ごとの幸福感を表わし、そのための活動などをまとめた一覧表並びに市民生活に使われる総合計画基本構想の概要策定を進めるにあたり、連合会と村との関係や役割分担、相互協力の内容などを定めます。

2 協働の原則

連合会と村は、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等な立場に立って議論し、意見を交換します。
- (2) それぞれの自主性を尊重します。
- (3) 相互に連絡を密にし、情報を交換し、互いに協力します。

3 連合会の役割

- (1) 連合会は、連合会が推薦する者をもって、協定の目的に掲げる一覧表を策定することに関し、意見を行います。
- (2) 連合会は、連合会が推薦する者をもって、市民生活に使われる総合計画の策定することに関し、意見を行います。
- (3) 連合会は、活動の内容について常に情報を共有します。

4 村の役割

- (1) 村は、連合会が推薦する者の活動に必要な場所を提供します。
- (2) 村は、専門家の派遣などについて支援します。
- (3) 村は、連合会が推薦する者の活動に必要な情報を提供します。
- (4) 村は、庁内の連絡及び意見調整を行います。
- (5) 村は、連合会が推薦する者の意見を尊重し、平成26年3月末までに次期総合計画基本構想の概要を策定します。

5 相互の連絡調整

連合会と村は、全体の運営に関して調整を必要とする場合には、適宜協議します。

6 協定の期限

この協定は、連合会と村との合意を得て発効し、平成26年3月末までと
します。

7 その他

この協定に定めのない事項、今後協定遂行上必要と認められる事項、さら
に疑義が生じた事項については、連合会と村の協議の上、修正加筆するもの
とします。

平成25年11月18日

滝沢村自治会連合会

会長 瀬川 幸男

滝沢村

滝沢村長 松村 典秀